○農林水産省告示第千六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山次一東平一一四五の一・一一四五の五・一一四五の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四五の三、一一四五の四、一一四五の一四、一一四五の一八、一一四五の一九

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字倉坂字堂ノ前五六二の一、字塚ノ谷一〇三二の一、一〇三九の一、字ハフチ一〇四三から一〇四五まで、字カマラ谷一〇五五、一〇五六、字向畑一〇五八の一、一〇六〇、一〇七〇、字浅谷一〇七三、一〇七四の一、一〇七八、一〇八三の一、一〇八三の二、字今地谷一〇九〇の一、字奥山ノ内東秋葉一一四四の二、一一四四の三、一一四四の二一、一一四四の二二、一一四四の二五、一一四四の二六、一一四四の二九、一一四四の一九・一一四四の二〇・一一四四の二三・一一四四の二七・字奥山西平一一七三の三六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七三の二七一から一一七三の二八五まで、一一七三の三八九、一一七三の四二一、字宮ノ谷一二二八、一二三五の一、一二三六の二、字深谷一二四一、一二四二の一、一二四三の一、一二四四、字滝ノ上一二四五の二、一二四七、一二四九の一、一二四九の二、字家ノ上一二五二の二、一二五四、一二五五、一二五六、字清水平一二六六の二、一二七〇、一二七三、大字別宮字上芦谷東平ラ一一二一の一、一一二一の二、一一二二から一一二四まで、字上芦谷西平ラ一一三四、字横屋平ラ一一四五、字大江ブツ東平ラ一一四六、字大江ブツ西平ラ一一六八、一一六七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ノ前五六二の一、字塚ノ谷一〇三二の一、一〇三九の一、字ハフチ一〇四三から一〇四五まで、字カマラ谷一〇五五、一〇五六、字向畑一〇五八の一、一〇六〇、一〇七〇、字浅谷一〇七三、一〇七四の一、一〇八三の二、字今地谷一〇九〇の一、字宮ノ谷一二二八、一二三五の一、一二三六の二、字深谷一二四一、一二四二の一、一二四三の一、一二四四、字滝ノ上一二四九の一、一二四九の二、字家ノ上一二五二の二、字清水平一二六六の一、一二七〇、一二七三、字上芦谷東平ラ一一二一の一、一一二一の二、一一二二から一一二四まで、字上芦谷西平ラ一一三四、字横屋平ラ一一四五、字大江ブツ東平ラ一一四六、字大江ブツ西平ラ一一六八、一一六七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字落折字半迨二七七の四、二七七の五、二七七の四四、二七七の四五、二七七の四七、二七七の四九から二七七の六二まで、二七七の一六〇、二七七の三六七、字木地屋ノ向イ二七七の六、二七七の三四、二七七の六四、字中畑二七七の七、二七七の八、二七七の二〇、二七七の六五から二七七の七八まで、二七七の二二三、字中畑前二七七の九から二七七の一一まで、二七七の三五九から二七七の三六一まで、大字中原字下モ谷一一〇〇の二、一一〇〇の一二、一一〇〇の一三、一一〇一の一、一一〇一の二、字上ミノ谷一一二九の一、一一二九の七五から一一二九の七七まで、字下横尾一二三七の一、一二三七の二、一二三八の二、一二三八の二五、字上横尾一二五四の一、一二五四の二、一二五四の七、一二五四の八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字吉田字天谷北平七六四、大字穴鴨字仲畑一三七二の三、字猿返一三七四の一、一三七四の三、一三七四の六から一三七四の九まで、一三七四の一〇から一三七四の一二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三七四の一三、一三七四の一四、一三七四の一五・一三七四の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三七四の一七から一三七四の三五まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字坂本字逸散原一二〇〇、一二〇一、一二〇二の二、大字片柴字仲谷五二五の一、大字吉田字小屋谷七二六の一、七二七の一、七二七の二、七二八の一、七二九から七三三まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字逸散原一二〇一・一二〇二の一・一二〇二の二・字小屋谷七二七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）